

群馬県神流町神流簡易水道における水質事故について

令和 7 年 5 月 7 日

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

1. 水質事故の概要

令和 7 年 4 月 21 日、神流町産業建設課から「町内相原地区の住民複数名が、発熱、下痢等の症状で令和 7 年 4 月 14 日から 19 日にかけて医療機関を受診しており、水道水が原因と疑われる。」旨の連絡が、藤岡保健所にあり、同保健所が調査を開始した。

町内相原地区には、神流簡易水道青梨浄水場（計画給水人口：84 人、水源の種類：表流水、処理方法：塩素消毒・凝集沈殿・急速ろ過）から供給される水道水が相原配水池を経由して供給されている（図 1 参照）。有症者が相原地区に限られていたことから、神流町が令和 7 年 4 月 21 日に相原配水池の水質検査を実施したところ、水道法の水質基準を超過していることが判明した。また、その後の調査等により、有症者の共通飲食物は相原配水池から供給された水道水のみであったこと、有症者複数名の検便からカンピロバクターが検出されたこと等から、本件をこの水道水が原因とする食中毒と断定した。

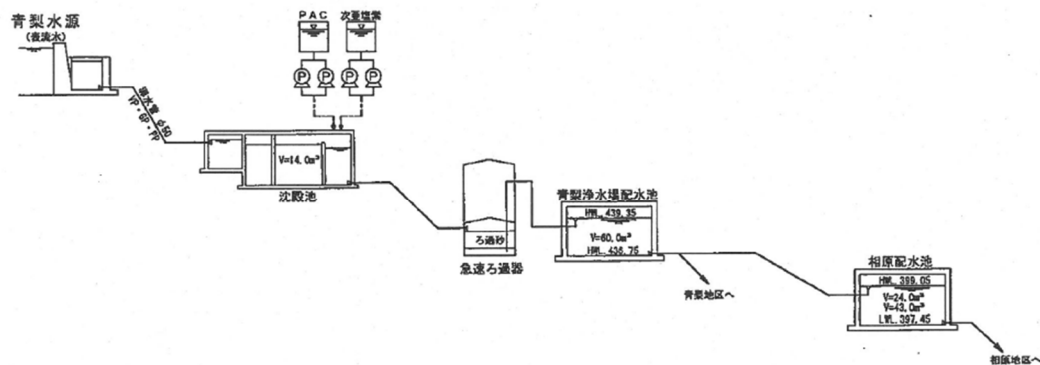


図 1 青梨・相原地区フロー図

2. 原因

当該水質事故は、相原配水池内の越流管から農業用水が混入したことが原因である。神流町が令和 7 年 5 月 1 日から 2 日に相原配水池周辺を試掘したところ、図 2 のとおりに配管が接続されていることを確認した。

また、水道法第 20 条の規定による毎日検査（色、濁り、残留塩素）は、本来であれば末端給水栓で実施されるべきところ、上流部の青梨浄水場にて残留塩素自動測定システムにより監視されているのみであった。今回の水質事故は、適切な検査体制が整えられていなかったことにより、早急な異常の発見・対応ができず、食中毒事件に発展してしまったと考えられる。

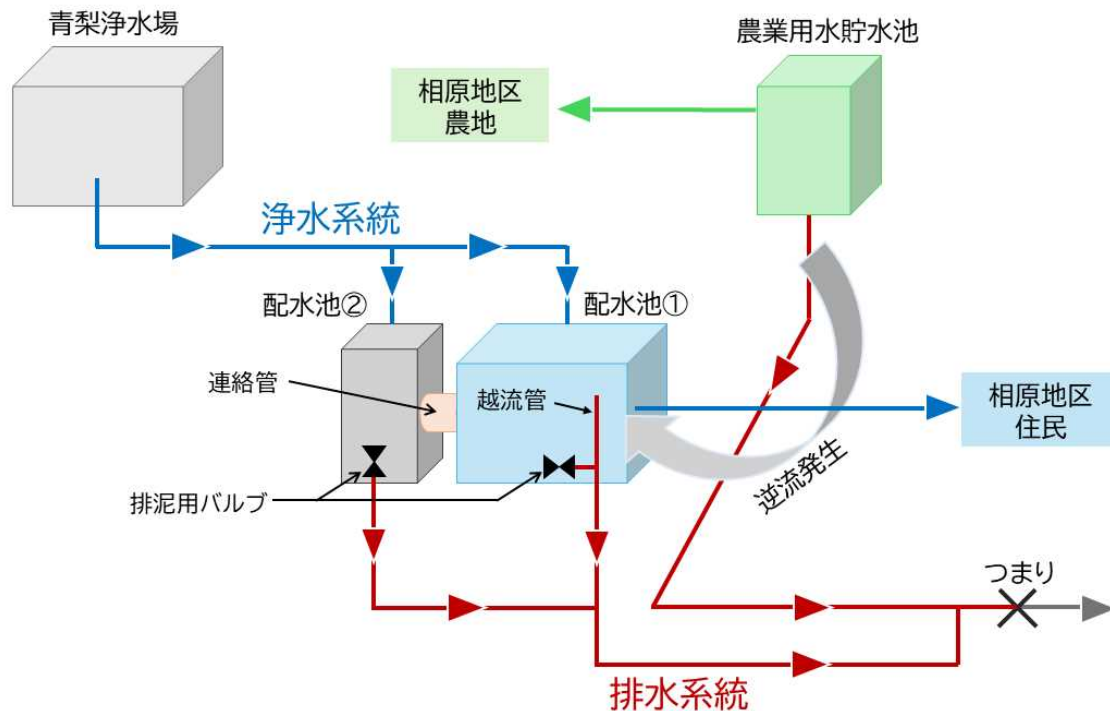


図 2 施設概要図

3. 神流町における対応、再発防止策等

神流町は、農業用水の逆流が確認された越流管に対し、一時的に塩ビ製の LA ソケットを挿入し、TS キャップおよび水道用接着剤を使用して農業用水の流入を完全に遮断する措置を実施した（図 3）。また、配水池内に現在は使用されていない配水池との連絡管を認めた。連絡管からの水の混入は確認されなかったが、安全性を考慮し、同様の措置を講じた（図 4）。これらの対応に用いた資材は、水道用途で使用するものであり、0.74MPa（7.5kg/cm²）の圧力に耐える性能を有する。農業用水貯水池と配水池との高低差がわずかであることから、十分な耐用性があると判断し、併せて末端給水栓からの残留塩素濃度が 0.1mg/L 以上確認されたことから、飲用制限を継続した上で給水を再開した。

その後、図 2 の配管接続が判明したため、水道施設の汚染防止を目的に、水道管以外の配管等との接続を完全に切り離す工事を行い、排水系統を分離した（図 5）。

併せて、青梨浄水場、相原配水池、神流町町民体育館（末端給水栓）において、水道法第 20 条に基づき、色、濁り、残留塩素の項目について毎日の水質検査を実施し、その結果を記録する体制へと改善を図った。さらに、令和 7 年 5 月 1 日には、相原配水池および神流町町民体育館の 2 か所において採水を行い、カンピロバクターに関する水質検査を実施した。その結果、カンピロバクターは検出されず、また、青梨浄水場、相原配水池、神流町町民体育館で実施している毎日の水質検査においても異常は確認されなかったことから、令和 7 年 5 月 7 日に飲用制限を解除した。



図3 越流管に対する措置



図4 連絡管に対する措置

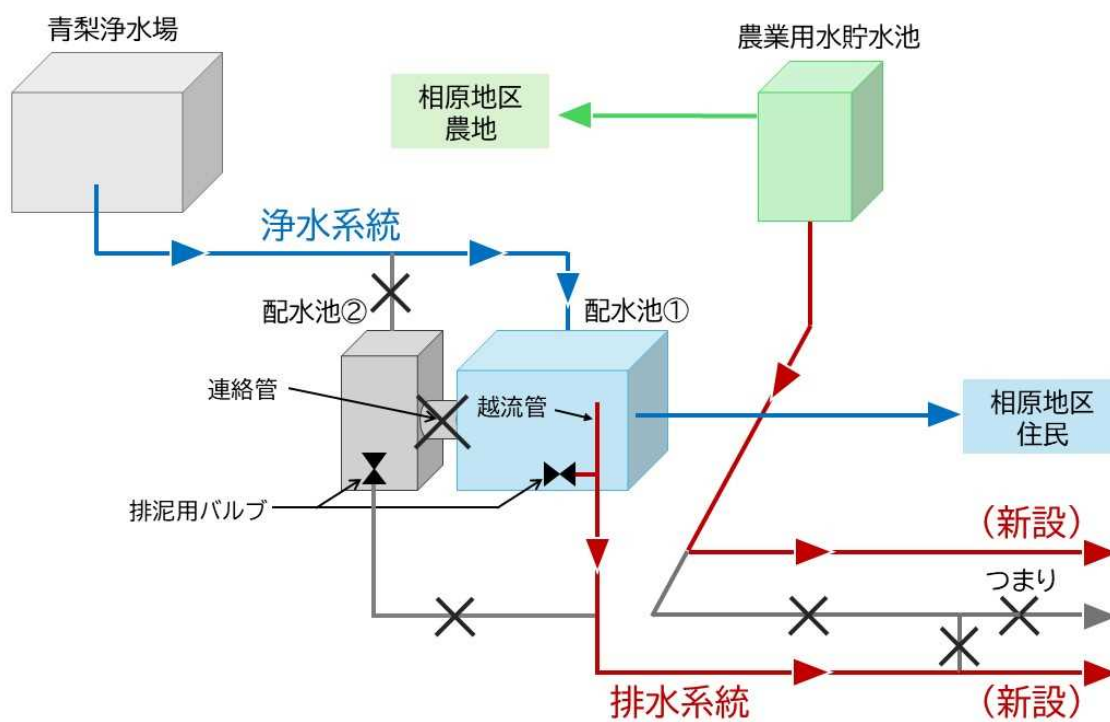


図5 工事後の施設概要図